特　記　仕　様　書

工事番号	産工第２号
工　事　名	上植野頭首工改修工事
工事場所	京都府長岡京市今里川原地内
工　　期	契約締結日の翌日　～　平成２８年5月１０日

この特記仕様書は、向日市が発注する平成 27 年度上植野頭首工改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

『機械電気設備編』

第1条　（総則）

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成２２年４月　京都府）」、「機械工事共通仕様書（案）（平成２５年３月　国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）」及び「施設機械工事等共通仕様書（平成２６年３月　農林水産省農村振興局整備部設計課）」に準ずるものとする。

なお、本特記仕様書及び土木工事共通仕様書（案）（平成２２年４月）中、「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

ただし、本特記仕様書と共通仕様書で内容が一致しないときは、本仕様書が優先する。

なお、定めなき事項については、監督職員と協議するものとする。

（１）適用

本工事の施工にあたっては、特記仕様書、図面によるほか共通仕様書によるものとする。

なお、特記仕様書及び図面に定めた事項は、共通仕様書に優先するものとする。

（２）工事概要

【工事場所】

京都府長岡京市今里川原地内

【工事概要】

設計対象：小畑川

主たる目的：雨水排水の強制排除

主たる機械設備：水門（ステンレス製起伏ゲート）

工事の種類：改修によるゲート新設工事

（３）工事施工範囲

本工事の施工範囲は、以下に示す設備の設計製作、据付までとする。

なお、請負人は水門完成までに水門管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれている。

（４）準拠基準

本仕様書及び共通仕様書のほか、下記の規格基準等により施工するものとする。

①河川管理施設等構造令及び同施行規則	国土交通省
②ダム・堰施設技術基準（案）	ダム・堰施設技術協会
③鋼製起伏ゲート設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会
④ゲート用開閉装置（油圧式）設計要項（案）	ダム・堰施設技術協会
⑤日本工業規格（ＪＩＳ）	経済産業省
⑥電気設備技術基準	経済産業省
⑦電気規格調査会標準規格(JEC)	電気学会
⑧日本電機工業会規格(JEM)	日本電機工業会
⑨内線規定	日本電気協会
⑩労働安全衛生規則	厚生労働省
⑪その他関係法令規則	

（５）監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

本工事の施工にあたっては、請負人が実施する検査及び段階確認のうち、以下の項目については監督職員が必要と認めた場合には立会する。

但し、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。

工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

①材料確認 ： 扉体、戸当り、（開閉装置）
②溶接確認 ： 扉体、戸当り、（開閉装置）
③寸法確認 ： 扉体、戸当り、（開閉装置）
④機能確認 ： 扉体、戸当り、開閉装置
⑤性能確認 ： 操作設備
⑥塗装確認 ： （開閉装置）

工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">実　　施　　時　　期</th></tr>
<tr><td>①材料確認</td><td colspan="2">(工場)　納入後、製作開始前</td></tr>
<tr><td>②溶接確認</td><td rowspan="3">(工場)　仮組立完了時</td><td>(現場)　溶接完了時</td></tr>
<tr><td>③寸法確認</td><td rowspan="3">(現場)　据付完了時</td></tr>
<tr><td>④機能確認</td></tr>
<tr><td>⑤性能確認</td><td rowspan="2">(工場)　製作完了時</td></tr>
<tr><td>⑥塗装確認</td></tr>
</table>

（６）提出図書

１）承認図書

請負者は契約後直ちに諸基準により設計し、承認図書を提出し承認を受けた後、製作を開始すること。

なお、承認図書の内容は以下によるものとする。

①製作仕様書
②設計計算書
③材料表
④製作図・据付図
⑤主要機器構造図・寸法図
⑥電気配線図・単線結線図
⑦施工計画書
⑧社内検査方案
⑨その他発注者が必要と認めた図書等

２）完成図書等

請負者は工事完了後速やかに完成図書を提出し、このほか図面については電子媒体(CADデータ）を１式提出するものとする。

なお、完成図書の内容は以下によるものとする。

①完成図書（提出部数２部）

ａ：仕様書

ｂ：設計計算書

ｃ：材料表（ミルシート含む）

ｄ：主要購入品リスト（メーカー名記載）

ｅ：電気関係図面

単線結線図及び電気配線図

操作盤面及び盤内部品取付図

部品一覧表（メーカー名記載）

ｆ：検査（試験）成績書

寸法検査結果表

塗膜厚結果表（開閉装置にてメーカー標準仕様の場合はメーカー塗装仕様を添付）

油圧シリンダー試験成績書

油圧ユニット試験成績書

操作盤試験成績書

溶接部検査表（扉体・戸当り）

浸透探傷検査結果表

ｇ：取扱説明書

ｈ：その他発注者が必要と認めた図書等

②工事写真（提出部数１部）

工場製作及び据付の過程を記録写真としてまとめて提出するものとする。

（７）官公署、その他への手続き

工事施工に必要な官公署、その他への申請届出及び検査等の必要書類については請負者が代行するものとし、その手続きは遅延なく行うものとする。

特に関西電力（株）への申込手続きを必要とするときは発注者と協議のうえ、早い時期に手続きし、その写しを提出すること。

（８）仮設用地

工事施工に際し、工事用地、仮設用地の詳細については監督職員と打ち合わせること。

現場事務所及び建設資材置場等により、これら以外の土地を使用する場合は借地料、補償料等は請負者の負担とし、工事完了後の返還に際しては後日紛争のおこらぬよう書面をもって承諾を得る事。

（９）工事用道路

資材の搬入出等に使用する道路は一般通行者に支障のないように注意すること（土木一般編参照のこと）。

（１０）施工管理

本工事の品質及び出来形の規格値は、「機械工事施工管理基準(案)」並びに「施設機械工事等施工管理基準」による。

（１１）施工管理

請負者は常に工事の安全に留意し現場監理を行い、災害の防止に努めるとともに下記について十分留意して施工しなければならない。

１）労働安全衛生法の安全に関する諸法令を順守し、安全衛生に対しては、十分な処置を講ずるものとする。

２）工事現場及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう適切な処置を講ずるものとする。

３）豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処出来る準備をしておかなければならない。

４）工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する必要のある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止等の表示をしなければならない。

５）一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した標示板を設置するものとする。但し、短期間で工事が完了するものについては、監督員の承諾を受けて省略できるものとする。

６）人身事故、第三者に損害を与えた事故、又は工事の実施に影響を及ぼす事故が発生した時は、遅延なくその状況を監督員に報告すると同時に、関係機関に届け出て必要な処置を講ずるものとする。

（１２）補　償

既設構造物、その他に損傷を与えた場合は請負者の責任で処理すること。

（１３）その他

本仕様書に疑義を生じた場合は双方協議のうえ解決するものとし、仕様書及び図面に示されていない事項であっても、製作据付工事施工上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

第2条　（主要仕様）

主要仕様は、次のとおりとする。

（１）設計仕様

１）ゲート

ステンレス製自動起伏ゲート（SUS304）

①型　　式　：横主桁式ステンレス製起伏ゲート
②門　　数　：１門
③純径間　　：26.400 m
④扉体直高　：　1.200 m
⑤設計水深　：　1.500 m (EL 25.46)
⑥操作水深　：倒伏　1.500 m (EL 25.46)
　　起立　操作盤手動切替後電動起立
⑦ゲート敷高：EL 23.96
⑧起立角度　：水平より 60°
⑨水密方式　：前面三方ゴム水密
⑩開閉方式　：油圧ラムシリンダー直動
⑪駆動方式　：電動　及び　手動
⑫操作方式　：水位感知式自動倒伏、起立 及び 機械式自動倒伏
⑬開閉時間　：電動起立 約 6 分
⑭電　　源　：動力用：200V ,60Hz
　　制御用：100V ,60Hz
⑮余裕厚　　：腐　食：接水面に対し 0 mm
　　扉体内面に対し 0 mm
　　摩　耗：スキンプレート面 1 mm
⑯たわみ度　：支間の 1/800 以下
⑰水の単位体積重量　：9.807 kN/m3
⑱材料の許容応力度　：鋼製起伏ゲート設計要領（案）による

2）油圧ユニット/フロート装置・油圧シリンダー

油圧ユニット/フロート装置の仕様は次のとおりとする。

①型　　式　：鋼板製屋内自立型
②数　　量　：１式
③材　　質　：ユニット：SS400（塗装はポリウレタン系とし、上塗り色は打合わせによる。）
④構　　造　：タンク容量 100 L　手動ポンプ付　最高使用圧力 14 Mpa
　　電動機容量 2.2kW　ポンプ吐出量 8.5L/min
⑤フロート装置　：　１式（別置型）
⑥作動油　　：生分解性の油圧作動油とする。

油圧シリンダーの仕様は次のとおりとする。

①型　　式　：ラムシリンダーφ200×390st - 14MPa
②数　　量　：４本
③構　　造　：ロッド SUS304＋硬質クロムメッキ
　　（シリンダーチューブ塗装はエポキシ系とし、上塗り色は打合わせによる。）

3）引込開閉器盤

①型　　式　：屋外ポール取付型（SUS304）塗装色は打合わせによる。
②数　　量　：１面
③概略寸法　：500W×200D×800H
④盤内取付金具　：配線用しゃ断機　　１式
　　積算電力計取付スペース　　１式
　　その他必要なもの　　１式

4）ゲート操作盤

①型　　式　：屋内自立閉鎖型
②数　　量　：１式
③概略寸法　：800W×400D×1950H
④材　　質　：SUS304　塗装色は打合わせによる。
⑤盤面取付器具　：
・交流電圧計
・交流電流計
・電源及び状態表示灯
・故障表示灯
・押釦スイッチ
・自動－手動切替えスイッチ
・その他必要なもの
⑥盤内取付器具　：
・配線用しゃ断機
・漏電リレー
・零相変流器
・電源避雷器
・電磁接触器　非可逆
・３Ｅリレー
・進相コンデンサ
・操作電源変圧器

5）水中電極

①型　　式　：水中電極　（2 極形）
②数　　量　：１個
③材　　質　：電極　SUS304
④そ の 他　：ビニールコード

6）電気配管

電気配管及び配線の種類は次のとおりとする。

①配　　管　：　厚鋼電線管
　　ビニル被膜2種金属製可とう電線管

②動力線　　：　600V　ＣＶＶケーブル

③アース線　：　EM-IV電線

第3条　（製作）

（1）ステンレス鋼の表面処理

ステンレス鋼材部の表面処理は酸洗い処理を実施するものとする。

（2）使用材料

1）主要部材の板厚は余裕厚を含み、次の値以上を標準とする。

	鋼　　板　(mm)	型　　鋼　(mm)
扉　　体	8	8
戸当り・支承部	8	6
開閉装置	8	8

2）ゲート及び付属設備等に使用する材料は、次に示すもの、又はこれらと同等品以上とする。

区 分 名 称	用　　途	材　料　名	記　　号
扉　　体	扉体主要部材	ステンレス鋼	SUS304
	水密ゴム押え板	ステンレス鋼	SUS304
	水密ゴム	合成ゴム	CR
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS304
戸 当 り	戸当り主要部材	ステンレス鋼	SUS304
	側　板	ステンレス鋼	SUS304
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS304
開閉装置	油圧配管	ステンレス鋼管	SUS304TP

（3）銘　　板

1）請負者は、水門設備に水門扉等の名称・径間・扉高（扉体直高）、設置年月、製作会社名等を明示した銘板を設けなければならない。

2）銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、詳細（寸法、内容、材質、設置場所）については、監督職員と協議し種類等は次によるものとする。

仕　　様	エッチング（凸式）銘板又は、銘板機械彫刻式銘板
寸　　法	200×315（㎜）、250×400（㎜） 315×500（㎜）、400×630（㎜）
材　　質	黄銅板、青銅鋳物又は、ステンレス鋼鈑

（4）設計変更

承諾を受けた設計図書等の内容を変更するときは、発注者の承諾を受けて行うものとする。

『土木一般編』

第1条　（総則）

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成２２年４月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）、「土木工事標準設計図集」（近畿地方整備局）及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成２３年3月）」によるものとする。

なお、本特記仕様書及び土木工事共通仕様書（案）（平成２２年４月）中、「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

ただし、本特記仕様書と共通仕様書で内容が一致しないときは、本仕様書が優先する。

なお、定めなき事項については、監督職員と協議するものとする。

第2条　（標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：取水施設を改修しています。

工事種別：機械電気設備工事

（標示板の記載例）

［工事標示板］

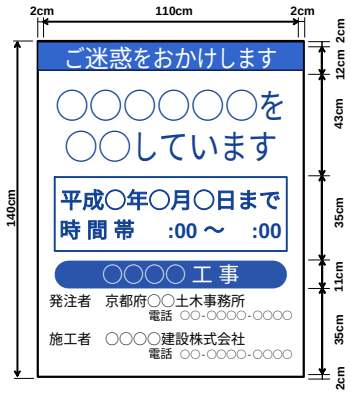

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表２を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

［工事情報看板］

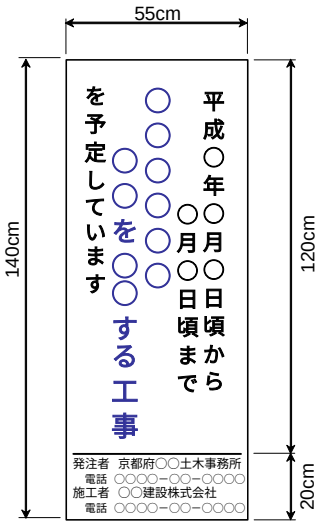

［工事情報看板］

設置期間	・路上工事を開始する１週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成○年○月○日頃から」、「○○○を○○する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・１日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

［工事説明看板］

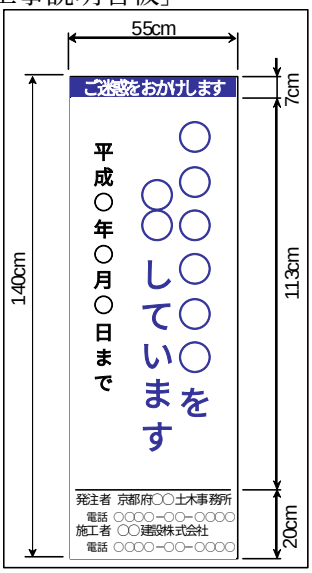

［工事説明看板］

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住　民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「○○○を○○しています」等の工事内容については、青色文字する。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・１日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

第3条　（工事の着手）

本工事については、監督職員との協議により、着手すること。

第4条　（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属物の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第5条　（建設発生残土の搬出）

（１）建設発生土が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条　（建設発生土処理計画書・報告書の作成）

（１）請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

（２）施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

第7条　（段階確認）

請負者は、共通仕様書に定めるもののほか、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

第8条　（工事現場のイメージアップ）

（１）工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。

第9条　（安全に関する研修･訓練等の実施）

請負者は、土木工事共通仕様書（案）の１－１－３４「工事中の安全確保」の１０から１２に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を１回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約に関すること

（２）労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

・工事請負契約書（第５４条）（※除草等委託契約書（第２５条））
・建設業法遵守ガイドライン（平成２０年９月　国土交通省）
・建設産業における生産システム合理化指針（平成３年２月　建設省）
・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構）

第10条　（低騒音型･超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、請負者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

第11条　（環境等の保全）

（１）工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

（２）原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

（３）調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

（４）地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第12条　（安全対策費）

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第13条　（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

＜交通誘導員の有資格者：乙訓管内はＲ１７１のみ＞

本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年１１月１８日国家公安委員会規則第２０号）に基づき交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）を規制箇所毎に１名配置することとする。

ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

請負者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編　成
京都外環状線地点 施行箇所地点	１名／日 １名／日	

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

第14条　（工事用道路）

本工事資材運搬の進入経路は、小畑川右岸南側（河川管理通路～長岡京市道～現地右岸）を想定している。これによらない場合は監督職員と協議すること。なお、必要に応じて、敷鉄板により路肩の養生を実施すること。

工事用道路（又は運搬路）において、補修が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議し設計変更の対象とする。

第15条　（施工体制台帳）

（１）請負者は、下請契約を締結する場合、下請金額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第16条　（元下指針の遵守）

（１）受注者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守し、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

（２）下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を、原則として、建築一式工事は３次下請まで、建築一式工事を除く建設工事は、２次下請までとする。請負の次数が超える場合は、工事着手前に、重層下請理由書（元下指針様式第１号）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを発注者に提出すること。

（３）受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとし、京都府外に本店を有するものから下請負人を選定する場合は、工事着手前に府外下請選定理由書（元下指針様式第２号）を発注者に提出すること。

なお、府内企業の施工率に応じて成績評定の加点評価の対象とするため、工事完成後、府内企業施工率算出表を発注者に提出すること。

（４）受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての下請工事契約書チェックリスト（元下指針様式第３号）とともに、全ての下請契約書及び誓約書（京都府暴力団排除条例第１３条第５項の規定による）の写しを添付し、発注者に提出すること。また、建設業法に基づき、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者に提出すること。

第17条　（府内資材の調達）

受注者は、地域経済の活性を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。やむを得ず府外事業者から資材調達する場合には、別紙様式（府内資材選定困難理由書）を提出すること。

※府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内の工場等で製造・加工されたもの又は、府内に本店、支店等がある事業者から調達したものをいう。

第18条　（品質証明等）

請負者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第19条　（購入土の利用）

本工事に使用する盛土材については、下表による購入土を使用する予定である。

ただし、やむを得ない事情により購入土により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、購入土を使用に際しては、品質が適正なものであるか、汚染土砂でないか確認の上、確認の上使用するものとする。

購入予定量	２３２㎥（大型土のう中詰土）

第20条　（電子納品の実施）

（１）本工事は、本府におけるＣＡＬＳ／ＥＣの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真及び書類等（図面については、試行とする）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル(案)（平成２７年４月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成２７年４月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成２７年４月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

（２）電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で２部、紙媒体で１部提出するものとする。

第21条　（工事書類の簡素化）

（１）別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。

（２）これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第22条　（工事現場内における安全確保の徹底）

（１）請負者は、工事期間中、工事現場及びその周辺の巡視等を徹底し、作業員（交通誘導員を含む）及び第三者への安全確保に一層努めるものとする。また、元請負人は下請負人まで含めた安全管理を行わなければならないことを再認識するものとする。

（２）請負者は、豪雨、暴風、出水、土砂崩れ、土石流等の影響のおそれのある工事現場については、天気予報などに注意を払い、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくとともに、日常点検及び降雨後の点検を行い、作業の安全確保と周辺地域への災害の誘発防止に努めるものとする。

第23条　（関係機関及び地域住民等との調整）

（１）請負者は、工事着手前に関係機関や地域住民等に対し、工事の施工について周知、調整を行うものとし、その内容は監督職員の指示によるものとする。

（２）請負者は、工事の施工に当たり地域住民等との間に紛争、苦情等が生じないよう努めるものとする。また、紛争、苦情等が生じた場合は請負者は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第24条　（定めなき事項）

（１）契約書､設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造､機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

（２）この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第24条　（特定外来生物の取り扱い）

工事施工区域において、工事施工中に特定外来生物の生息について確認した場合は、速やかに発注者へ通報し、その後の取扱いについては発注者の指示に従うこと。

その他

＜指定仮設＞

（１）河川仮締切工

１）仮締切工の施工にあたっては、「仮締切堤設置基準（案）」に記載された事項を遵守する他、設計図書に従って丁寧かつ迅速に施工し、河川施設に損傷を与えないよう注意すること。万一、河川施設に損傷を与えた場合は、受注者の負担で原形復旧すること。

２）仮締切の規模、構造は図面のとおりとする。また、施工に当たっては、事前に施工方法及び撤去等について計画書を作成し提出するものとする。

なお、指定する方法による締切が妥当と判断されない場合は、代替案による河川締切時の水理計算を提出し、監督職員と協議の上決定すること。

３）仮締切施工中に締切内への出水箇所を発見した場合は、出水の状況及び原因を調査し、調査結果を監督職員に報告するものとする。

４）仮締切工で使用した仮設用土については、土のう撤去後、自由処分することとし適正に処理すること。また、処分にあたっては汚濁等が発生しないよう十分注意すること。

（２）工事用電力

本工事に使用する電力設備は、請負者の責任において準備しなければならない。

＜工事用材料＞

（１）規格及び品質

１）本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

材　料　名	規格及び品質	適用規格	備　考
鉄筋	異形棒鋼　SD295	JIS G 3112	差筋
コンクリート	レディーミクストコンクリート	JIS A 5308	種類は下表

２）コンクリートの種類は、次のとおりとする。

基礎コンクリート及び二次コンクリート

：σck＝18N/㎜2（無筋）

なおコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについて 60%以下とする。

（２）見本又は資料提出

次に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

（土木工事）

材　料　名	提　出　物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	ミルシート

＜施　工＞

（１）一般事項

１）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

２）検測又は確認（施工段階確認）

ア）本工事の施工段階において下表に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ）施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に施工段階確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。

ウ）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

エ）下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。（一般監督）は、（重点監督）以外の工事とする。

工　　種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	確認時期・頻度 （重点監督）	備　　考
掘削	床付け状況	初期床付け完了段階	同左	
	地質状況	地質変化時	同左	
構造物取壊し	取壊し断面	初期取壊し断面で１箇所 以降、構造変更毎に１箇所	同左	
コンクリート 構造物	不可視部 の厚さ	初期施工段階で１箇所 以降、構造変更毎に１箇所	構造図の寸法表示 箇所を適宜測定	
指定仮設工 （仮締切）	延長、基準高	設置完了時点で１箇所	同左	

３）中間技術検査

ア）発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

イ）中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

ウ）契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

エ）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

オ）中間技術検査及び修補に要する費用は、請負者の負担とする。

４）コンクリート工

ア）コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

イ）堰体の耐久性向上のため高強度コンクリートによる施工を計画しているが、コンクリート打設後にクラックが発生しないように対策を講ずるものとする。また、クラック防止のための施工目地及び特別な養生方法を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

５）取壊し・撤去工

ア）コンクリート取壊し

既設コンクリート構造物は、大型ブレーカーで取り壊すことを計画しているが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ）既設ゲート設備撤去

a）巻上機等の撤去に当たり、油漏れ等のないよう十分注意して施工するものとする。

b）撤去材のうち鋼材については、監督職員の指示する場所に集積するものとする。なお、現場外へ運搬が必要となった場合は協議するものとする。

（２）仮設排水（用水）

１）排水

排水用ポンプは、40㎥/h（作業時排水）とし稼働日数 68 日を想定している。これによらない場合は監督職員と協議すること。

２）用水

取水用ポンプは、40㎥/h（常時排水）とし稼働日数 200 日（非出水期始まり日から工事完了予定 5 月上旬まで）を想定している。これによらない場合は監督職員と協議すること。

（３）留意事項

１）河川内工事

本工事は、一級河川　淀川水系　小畑川の河川内での工事となるため、非出水期（１０月１６日～６月１５日）のみ施工が可能である。

したがって、原因の如何を問わず、施工の遅延等が発生しても、平成２８年６月１５日以降に河川内での施工はできない。

また、工事実施については河川管理者から河川法第２６条（工作物の新設等の許可）の許可条件を遵守すること。

２）鋼製ゲート施工

上植野頭首工は半川締切りの上、既設扉体を分割撤去するものとし、４分割で新規作成したＳＵＳ製扉体を２分割ずつ片岸ごとに据え付けることを原則とする。

当工法と異なる施工方法を実施する場合は、実施前に必ず監督職員に報告し、十分協議調整の上、施工計画を立てること。なお、河川管理者等の関係機関との協議結果で実施できない場合もあるので早めに協議調整すること。

３）産業廃棄物

施工に伴って発生する粉塵、濁水等については、現場周辺への飛散や下流河川への影響がないよう十分配慮すること。

また、現場で発生する産業廃棄物は、量の多少を問わず適切に処分すること。

＜施工管理＞

（１）施工管理基準

本工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事施工監理指針」、「電気設備工事施工監理指針」、「機械設備工事施工監理指針」によるものとするが、細部については監督職員との打合せのうえ実施するものとする。なお、施工監理基準に定めのない追加の項目とその管理基準については、監督職員と協議するものとする。

＜天災その他不可抗力＞

（１）　異常出水

天災その他不可抗力による損害は、工事請負契約書によるものとするが、異常出水については、本工事仮締切計画流量を６１m^3／ｓと想定しており、請負者の善良な管理のもとにおいて、これを越える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、甲乙協議によって定めるものとする。

（２）　工事現場の巡視等について

請負者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急時やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

なお、臨機の措置に要した費用は甲、乙協議するものとする。

＜条件変更の補足説明＞

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

①土質
②転石の出現
③河川の現況
④排水量
⑤地下埋没物（埋蔵文化財を含む）の出現
⑥関連工事との調整により変更が生じた場合
⑦第三者との協議等により設計変更が生じた場合
⑧新たな建設資材廃棄物の出現
⑨設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び、本工事歩掛調査等を監督職員が指示した場合

＜安全管理＞

資材・重機の搬出入については、河川管理用通路や阪急高架下であるため、通行者や一般車両、周辺の構造物等に十分配慮し、徐行等安全走行の指導を運転者に徹底すること。

＜メンテナンス等＞

工事完了後、日常利用において、構造体に不具合が生じた場合、迅速な対応ができる万全なメンテナンス体制を整えること。

＜近隣住民への配慮＞

（１）隣接者（近隣住民・事業所・地権者）へは、十分な説明を行い、了解を得た上で施工にあたること。

（２）工事用車両・資機材用の置場等を利用する際の振動・騒音に気をつけること作業時間帯以外（作業開始前、開始後、昼休み、休憩中）も十分注意すること。

（３）現況を確認し、トラブルとなりそうな事がある場合は、事前に写真に撮るなど、対策を講じること。

＜住民からの苦情＞

地域住民からの苦情等については、速やかにかつ丁寧に対処するものとする。

＜月間工程表、週間工程表の提出＞

月間工程表（毎月末概ね２８日前後まで）と週間工程表（毎週金曜日午前中まで）を作成し、監督職員に提出すること。

＜その他協議等＞

本工事の施工にあたり、請負者は事前に農業及び漁業団体に協議、調整を行うものとし、協議に伴う費用については請負者にて支払いを行うものとする。

その他、疑義等が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

－　以　上　－